

尾道市準用河川区域内占用料徴収条例の一部を次のとおり改正

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新					
別表(第3条関係) 河川占用料金表				別表(第3条関係) 河川占用料金表					
	占用物件	単位	占用料の額 (単位 円)		占用物件	単位	占用料の額 (単位 円)		
工作物を設置して占用する場合	電柱	1本につき	<u>870</u>	工作物を設置して占用する場合	電柱	1本につき	<u>1,000</u>		
	電話柱	1年	<u>510</u>		電話柱	1年	<u>600</u>		
	その他の柱類		<u>51</u>		その他の柱類		<u>60</u>		
	広告塔及び看板		表示面積1平方メートルにつき 1年		<u>1,800</u>		広告塔及び看板	表示面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,900</u>
	管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年		<u>21</u>	管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>25</u>
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>30</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>36</u>
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>45</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>54</u>
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>61</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>72</u>
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>91</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>110</u>
		外径が0.3メートル以上0.4メ			<u>120</u>		外径が0.3メートル以上0.4メ		<u>140</u>

	メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>210</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>300</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>610</u>
橋りょう	占有面積1平方メートルにつき 1年		140
工事用施設及び材料等で仮設のもの	占有面積1平方メートルにつき 1月		<u>180</u>
その他の用に供するもの	占有面積1平方メートルにつき 1年		450
工作物を設置しないで占有する場合	占有面積1平方メートルにつき 1年		450

備考 略

	メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>250</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>360</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>720</u>
橋りょう	占有面積1平方メートルにつき 1年		140
工事用施設及び材料等で仮設のもの	占有面積1平方メートルにつき 1月		<u>190</u>
その他の用に供するもの	占有面積1平方メートルにつき 1年		450
工作物を設置しないで占有する場合	占有面積1平方メートルにつき 1年		450

備考 略